

書評01

現代公益学会 編

『東日本大震災後の協同組合と公益の課題』

公益叢書・第三輯、文眞堂 / 2015 年 10 月刊 / 248 ページ / 3200 円 + 税
ISBN 978-4-83094-879-4

評者：上掛 利博
京都府立大学公共政策学部教授



本書は、「協同組合における課題を公益の視座から検証」するため、現代公益学会（2014 年設立）と日本協同組合学会の連携によって出版されたもので、以下の 3 部に分けられた 13 章から構成されている。

*

序章「協同組合と公益法人・NPO 法人」

小松隆二（慶應義塾大学名誉教授）

第Ⅰ部 協同組合にとっての公益

第 1 章「協同組合とプラットフォーム」

松岡公明（農林年金理事長）

第 2 章「協同組合の共益性と公益性」

北川太一（福井県立大学教授）

第 3 章「協同組合とマルチ・ステークホルダー論」

杉本貴志（関西大学教授）

第 4 章「社会的課題解決と協同組合」

境新一（成城大学教授）

第Ⅱ部 協同組合が取り組む現代的課題

第 1 章「震災復興と協同組合」

小山良太（福島大学教授）・千葉あや（JC 総研副主任研究員）

第 2 章「地域再生と協同組合」

小林元（広島大学助教）

第 3 章「高齢者福祉と協同組合」

濱田健司（JA 共済総合研究所主任研究員）

第 4 章「協同組合と女性」

藤木千種（ワーカーズ・コレクティブ及び非営利・協同支援センター事務局）

第 5 章「貧困問題と協同組合」

志波早苗（パルシステム生活協同組合連合会職員）

第 6 章「佐久総合病院の医療・福祉事業による地域づくり」

栗田但馬（岩手県立大学准教授）

第Ⅲ部 現代における公益

第 1 章「特定秘密保護法に公益性はあるか」

北沢栄（フリージャーナリスト）

第 2 章「再生可能エネルギーと公益」

上野伸子（千葉工業大学非常勤講師）

*

序章で小松は、自分を越え相手の立場に立つて経済活動を行う“公益”に関し、①協同組合は「営利への傾斜を抑制する理念、組合員の権利・権限の民主制」などで公益法人以上に公益性の強い一面を持つとし、協同組合のようにすべての組合員が対等に権利を保証されている組織は珍しく、公益法人・NPO 法人が学ぶべき点だと述べている。②そして、「組織を越える視野や活動、また理念や目標」に向けた“運動論”の欠落は、公益法人側が今後の大きな課題とすべきと指摘し、非営利の原理を掲げるだけでは、公益の目的を達成したり、社会や地域に貢献したり、存在感を示したりするのに不十分だと分析、③さらに、公益法人や NPO 法人は組織内の能力の許す範囲で活動しており、目的を同じくする他の法人等と“連携”して活動に取り組むことはほとんどないと述べている。

これら協同組合の「民主的」「運動論」「連携」

という側面に注目して、小松は、公益法人の「市民化・地域化の必要」を主張する。つまり、歴史的には協同組合も公益法人も、産業革命期の貧富の差や不安定な生活などの社会問題に、一方で消費者としての労働者・市民が対等に結合し、自らを守りあう協同組合を結成（改革志向、社会運動の一環）、他方で資産家・地主・資本家を中心になって公益法人を作り、被災、公共施設・公共サービスの欠落に対応した（上からの改良主義、慈善的色彩も）ものであり、両者は時代の潮流に合わせて変化し、最終的に「市民や地域との連携・共創では同一の方向に向き合う」までになった。であるので、公益法人の非営利性、不特定多数へのサービス、＜自らを越える＞視点と活動は、協同組合が学ぶべき点であると指摘する。すなわち、協同組合が厳しい競争下にいかに生き抜くかを考えるとき、公益法人が「公益の原点である自分を越える思いやり・サービス・共創を基本に置いていること」が参考になり、「共益を大切にしつつ、さらにそれを越えて社会全体や地域全体の益も考える」ことが今後の課題であるというのである。

*

このように「自らをどう越えるか」「市民・地域、または類似の目的や活動を行う組織や運動とどのように連携するか」が鍵というのが、本書全体の問題意識である。

第I部・1章で松岡は、「組合員による協同活動は、内部に留まることなく、地域住民・社会との多世な接点をつくりながら、協同活動を社会的共通価値とすべく進化、発展させていかなければならない」としている。

同じく、第I部・2章で北川も、「組合員のみならず地域住民も含めた公の利益（地域の利益）を実現することが協同組合の使命である」とし、「協同組合が積極的に公益を追求していくこと（＝地域社会を豊にしていくこと）が、組合員の暮らし（共益）をより良くする」という認識に立つと述べている。

なぜ、このような指摘がなされる必要があるのか？ 北川によれば、「今日、絆、つながり、コミュニティという言葉で光が当たっているのは『協同』の大切さであって、協同組合では必ずしもない」からである。数多くの歴史的な経験と世界共通の原則を有する協同組合が「協同の力の受け皿」となりえていない原因について、北川は、「協同組合の関係者が外側（地域）をみなくなり、組織の内側からのみの視点で事業・経営を考えている点、言い換えれば、協同組合の組織や事業を単一で内向きのモノサシのみで評価しようとする姿勢が顕著になり、法制度もこのことを強く求め、それに応えようとする傾向が増大している」という重要な指摘をしている。

それゆえ、協同組合が公益性を追求するには、「活動と事業のつながりを創る」、「食と農を軸にした活動や学びの活動を展開し、女性、若い世代、次世代、地域住民など、これまで協同組合が十分にアプローチしてこなかった部分について根を広げていく」というのが北川の処方箋であり、背くことができる。

*

第I部・3章で杉本は、各協同組合が協同組合原則の「コミュニティへの関与」を追求するなかで、また農協において農業者以外の准組合員が数的優位を占め、生協において商品の「安心・安全」面でスーパーに対する優位性を示すことが困難になるなどの変化のなかで、農協、生協、漁協、森林組合、信用組合といった組合員の種別に分かれて単一の利害を追求する協同組合だけでなく、社会的協同組合、コミュニティ協同組合といった多種多様な組合員から構成される協同組合をめざすマルチ・ステークホルダー論が理解されるようになったとし、ここに共益組織である協同組合が公益を追求することができる理由をみいだしている。

すなわち、協同組合の使命を組合員利益の増進に限定して考える限り、事業運営に成功し共

益を確保していればそれ以上の課題は生まれませんが、そもそも協同組合という非営利・協同の事業体は「社会全体をよりよいものへ変えていく運動体」でもあり、そこが株主の利益向上という 1 点だけを追求すれば事が足りる株式会社とは異なるからだと強調している。

協同組合が組合員以外のステークホルダーへの関与を考えることは、その組織・運動の出自・基盤を考えれば当然のことだとする杉本は、「ロッテデール公正先駆者組合」と「ロッテデール儉約協同組合」を対比させて考察を展開しており、その分析は興味深い。例えば、「先駆者組合」は剰余の 2.5% を自動的に資金として割り当て教育活動を重視していた（その店舗には必ず図書室を付設することを定めた）が、「儉約協同組合」は、教育はより安いものを求める消費者の要求に合致していない余計なことだとし、先駆者組合の在り方を批判し集団で脱退して結成されたという歴史があった。

杉本の議論に関連して、第 I 部・4 章で、境も、日本とは異なりヨーロッパでは「コミュニティの一般利益」という概念によって市民参加を主体にした新しい社会経済の担い手の育成政策が進行しているとし、イタリアの社会的協同組合とイギリスのコミュニティ利益会社を紹介している。

*

第 II 部・2 章で小林は、「協同組合と地域づくり関係」を問い、地域づくりをめぐる議論のなかで協同組合の姿は見えにくいという実態を指摘している。しかしながら小林は、鹿児島県鹿屋市の「やねだん」や広島県安芸高田市の川根振興協議会など全国的にも知られる地域自治組織の多くが、地域住民が出資し、利用し、参加するという協同組合的性格を有していることに着目し、加えてリーダーがトップダウン型の運営ではなく、地域住民の協議に基づく参加型民主主義を運営の根幹においていることに注意を喚起している。すなわち、「地域住民の参加

を促し、そうした参加の場づくりを丁寧に行っている」ことから、「地域づくりの協同組合」と位置づけられるというのである。この地域自治組織の性格について小林は、石田正昭『農協は地域に何ができるか』（農産漁村文化協会、2012 年）が、利用を中心に組み立てられる農協の事業を「大きな協同」、対して地域の人々の協同の輪は「小さな協同」と整理したことを参照しているが、大事な着眼点であると思う。

この〈規模の問題〉と関わって小林は、課題解決のための運動として始まった協同組合運動が、事業規模の拡大に伴って事業が一人歩きしていくことになり、同時に協同組合が地域から遠ざかったと指摘している。そうして、協同組合は、組合員組織としての運動と事業の矛盾的統合体であるが、それを「運動と事業の 2 つの面がある」と二元論でとらえることは誤りで、「協同組合は運動から成立するが、その発展の過程にあって運動と事業の矛盾が生じる」のであり、その結果として協同組合が地域から遠くなるというのである。すなわち、地域に立脚する協同組合でありながら、多様な組合員の声を協同組合の運営に反映する機会が少ないことが、日本の総合農協が地域から遠くなった要因の 1 つだと指摘する。したがって、小林は、地域の課題を解決する = 「地域再生」のためには、外側から地域に入ってきた若者と地域住民が「共に学び、共に成長する」ことで地域社会が活性化すること = 「協同する新しい価値創造」に、次代の協同組合の展望を見いだすのである。

*

以上に紹介した論文以外にも、第 II 部では、協同組合学会の側から、高齢者福祉（3 章）、女性（4 章）、貧困問題（5 章）、地域医療（6 章）など今日的なテーマが取りあげられて、それぞれの実際の状況が丁寧に紹介されており参考になる。欲を言わせていただくならば、最初に述べた本書全体の問題意識 = 「自らをどう越えるか」「市民・地域、または類似の目的や活

動を行う組織や運動とどのように連携するかが鍵」という観点と、どのように切り結んでいるのか読み取り難いように思えた。また、第Ⅲ部では、現代公益学会の側から、特定機密保護法と公益（原発、沖縄密約事件、自衛官自殺事件）の考察（1章）や、再生可能エネルギーと公益の関係から協同組合への期待（2章）が述べられている。

最後に、もう1つの注文は、本書の表題である『東日本大震災後の…』という点と関わって、2011年3月11日以降の協同組合の問題であるのか、それよりも以前からの問題であるのか、また、東日本大震災を経験して協同組合（組合員と組織・経営）がどのように変わったのか、あるいは変わっていないのか、ということが明確にされていないように思える点である。

*

東日本大震災と復興に関しては、第Ⅱ部・1章で小山・千葉は、福島県における「官に頼らず、自主自立を基本とした生協」の発足の歴史（「自由民権発祥地」碑がある喜多方市に本拠を置くコープあいづ）にふれつつ、JA福島県中央会、福島県漁連、福島県森連、福島県生協連の4つの協同組合の中央会・連合会組織が手を取り合って、1995年に「環境保全ネットワークふくしま」を立ち上げ、2008年には「地産地消ふくしまネット」を誕生させてきたことなどの地域協同組合的な動きを紹介して、3.11以降に安易に使用されるようになった「絆」という単語は、福島県においては協同組合間協同の連帯の証として（「絆鍋」の取り組み）、大切に用いられてきたことを紹介している。

第Ⅲ部・2章で上野が紹介しているが、公益叢書・第一輯『東日本大震災後の公益法人NPO・公益学』のなかで、小松が述べた「公益とは、自分や身内を超えて、みんなの益、地域や社会全体のために、考えたり活動したりすることであり、原点は他人を思う思いやりである」という言葉を実質化することが問われている。

筆者の専門である社会福祉の分野でいうなら、「真に福祉を必要とする人に手厚い福祉を」という“選別主義の福祉”から、「誰でもみんなが幸福に」なれる“普遍主義の福祉”への転換と重なっているようにも思えて興味深い。

21世紀の次代の協同組合がどうなるのか、若林靖永・樋口恵子編『2050年 超高齢社会のコミュニティ構想』（岩波書店、2015年8月）とはまた別の、多様な観点から考えてみるために、この本が、協同組合や公益学に関係する研究者に読まれるだけでなく、協同組合の経営トップや理事、組合員、職員のみならず広く読まれ、協同組合にふさわしい「深い学習」（異なるものと向き合うことによって自らの価値観に変容をもたらすような学習）の材料となることを願う。

ちなみに、ノルウェーの哲学者アルネ・ネスが1973年に論文「浅いエコロジー運動と深く長期的なエコロジー運動」で提起した「ディープ・エコロジー」（Deep ecology）の概念は、従来の環境保護運動が人間の生存を最優先して自然を保全・管理しようとする人間中心主義の立場（人間の利益のため）であったものを、人間の利益に依存しない自然の固有の価値を重視し（すべての生命存在は人間と同等の価値を有す）、自然をそれ自身のために保存しようとする自然中心主義に転回させたが、ネスはそれまでの環境保護の活動を「シャロー・エコロジー」（Shallow ecology）とよんで区別した。すなわち、1970年代は産業面の環境対策活動が中心で個人の生き方にまで目を向けることは少なかったが、ディープ・エコロジーは、環境保護では個人の自覚と覚醒が重要であることを示して、1990年代以降の全地球規模の環境保護運動に大きな影響を与えたとされるが、個人のあり方にとどまらず「個々人が連帯してゆく社会運動をも求めている」点が重要である（アルネ・ネス著、斎藤直輔・関龍美訳『ディープ・エコロジーとは何か～エコロジー・共同体・ライフスタイル～』文化書房博文社、1997年）。